

○那須町環境基本条例
(平成23年9月13日条例第16号)

私たちの郷土那須町は、雄大な那須連山とそのふもとに広がる高原や温泉郷、そして八溝の山並みに続く里山や田園など、豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然の中での悠久の営みにより、歴史や文化、人間性豊かな地域社会が築かれてきました。健全で恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が地球という大きな枠の中で密接に関わり合い、微妙な均衡のもとに保たれて、すべての生き物にとってかけがえのないものであり、私たちは、その環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。しかしながら、社会経済の発展は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、その結果、環境の持つ復元能力を超え、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっていきます。私たち一人ひとりがこれまでの生活を省みて、その生活様式を見直していくことにより、持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に誇ることができる環境をつくりあげていかなければなりません。ここに私たちは、自主的、積極的に良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに通勤、通学及び旅行等で町内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していくこと。
- (3) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築すること。
- (4) 地球規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的に取り組むこと。
- (5) 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動について環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事

項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人と自然とが共生する自然環境の保全
- (2) 生き物の生息及び生育に配慮した生物多様性の保全
- (3) 公害の防止及び生活環境の保全
- (4) 良好な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項
(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するため、那須町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、那須町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為及びその他の環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第12条 町は、町民又は事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 町は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び滞在者が理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 町は、町民、事業者及び滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が町の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつこれを町民等へ適切に提供するように努めなければならない。

(監視等の体制整備)

第16条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び滞在者の意見を反映するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、那須町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する重要な施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(那須町環境審議会条例の廃止)

2 那須町環境審議会条例（昭和47年条例第9号）は、廃止する。